

函館市子育て支援短期利用事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、児童を養育または監護をしている家庭の保護者が、疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合および経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、当該児童または母子を児童養護施設において一時的に養育・保護する子育て支援短期利用事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定め、もって児童およびその家庭の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、函館市とする。ただし、函館市福祉事務所長（以下「所長」という。）は、事業の実施を社会福祉法人に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 事業の対象となる者は市内に住所を有する者または事情により市内に住所を有しないが居住している者で、保護者が次に掲げる理由により一時的に家庭における養育が困難であり、他に養育する者がいない児童または経済的な理由により緊急一時的に保護を必要とする母子とする。

- (1) 疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張および学校等の公的行事への参加
- (2) 育児疲れおよび育児不安
- (3) その他前2号に類すると所長が認める理由

2 市内に住所を有しないが居住している者は、居住している事由および居住を証明できるものを添付しなければならない。

(事業の内容)

第4条 一時的に養育・保護を必要とする児童または母子に対し、適切な処遇が確保される施設（以下「実施施設」という。）において養育・保護を行うものとする。

(利用の期間)

第5条 利用の期間は、7日以内とする。ただし、所長が利用期間の延長についてやむを得ない事情があると認める場合は、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(施設の区分等)

第6条 事業は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる児童または母子を対象とする。

(1) さゆり園

3歳未満の児童

(2) くるみ学園・函館国の子寮

1歳以上の児童

(3) くるみ学園

緊急一時保護の母子

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式の申請書により所長に申請しなければならない。

2 所長は、利用者の利便を図るため、実施施設を經由して前項の規定による申請を受理することができる。

(利用の決定)

第8条 所長は、前条の規定による申請があったときは、申請者の状況等必要な事項について調査のうえ、事業の利用の承認または不承認を決定するものとする。

2 所長は、前項の規定により、事業の利用を承認と決定したときは別記第2号様式の通知書により、不承認と決定したときは別記第3号様式の通知書により申請者に通知し、実施施設の長にはその内容を別記第4号様式の通知書により通知するものとする。

(費用の負担)

第9条 事業を利用する児童の保護者（以下「利用者」という。）は、当該養育・保護に要する費用として、別表第1の利用者の世帯区分の欄に掲げる世帯区分に応じ、同表の1人1日あたりの負担額の欄に定める額を負担しなければならない。

2 前項の負担額の決定にあたり、単身赴任等により住所を有しない児童の保護者がいる場合は、その者の世帯区分の証明をできる書類を提出しなければならない。

3 負担額は、利用者が直接実施施設に支払うものとする。

(事故報告等)

第10条 実施施設は、事業の実施による事故の発生またはその再発の防止に努めるとともに、事故が発生した場合は、別記第5号様式により速やかに所長に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

利用者の世帯区分		1人1日あたりの負担額		
		2歳未満の児童	2歳以上の児童	緊急一時保護の母親
A	生活保護世帯	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円
C	前記に掲げる以外の世帯	2,675円	1,375円	375円

備 考

利用者の世帯区分の判定は、利用期日に応じて判定するものとする。その場合は、市民税の課税状況は、4月から6月末までの間に利用する場合は「前年度分」で、7月から翌年3月末までの間に利用する場合は「当該年度分」により判定するものとする。

別記第1号様式

令和 年 月 日

短期利用申請書
(施設長経由)

函館市福祉事務所長 様

住所 函館市 町 丁目 番号
申請者 氏名 _____
世帯区分 生活保護世帯・非課税世帯・前記に掲げる以外の世帯

申請児童との続柄 _____

短期利用について、次のとおり申請します。なお、この申請に係わる利用料の決定に必要な場合は、函館市が、私および私と同一の世帯に属する者の課税の状況、生活保護の受給の状況について、税務資料その他の公簿等により調査することに同意します。

利用希望施設名				
申請児童名と 生年月日・住所	ふりがな 氏名	男女	電	自宅 ()
	生年月日 年 月 日		話	緊急連絡先 ()
	住所 函館市			
家族構成 (申請者および申請 児童を除く)	氏名	続柄	生年月日	住所または連絡先
申請理由 (該当する理由に○印 を記入してください。)	(理由) 疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・ 出張及び学校等への公的行事への参加・育児疲れ・育児不安・ その他 () 詳細な内容 ()			
利用希望期間	令和 年 月 日			日間
	令和 年 月 日			
児童の送迎者名	(続柄)			
住所を有しないが居住している事由 () 添付書類 ・生活保護受給者証 ・児童手当認定通知書 ・児童扶養手当受給者証 ・保護命令書またはDV証明 ・その他(住基支援など)				

函館市福祉事務所記入欄

承認の可否	可・否	世帯区分	A・B・C・D
-------	-----	------	---------

別記第2号様式

函 福 事 子
令和 年 月 日

様

函館市福祉事務所長

承 認 通 知 書

令和 年 月 日付けで申請があった短期利用については、下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

- 1 施設名
- 2 児童名
- 3 利用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 保護者負担額
世帯区分（生活保護世帯・非課税世帯・前記に掲げる以外の世帯）
1日あたりの料金 円
利用日数 日
利用料金 円

別記第3号様式

函 福 事 子
令和 年 月 日

様

函館市福祉事務所長

不 承 認 通 知 書

令和 年 月 日付けで申請があった短期利用については、下記のとおり
不承認としましたので、通知します。

記

- 1 児童名
- 2 保護者名
- 3 不承認の理由

別記第4号様式

函 福 事 子
令和 年 月 日

様

函館市福祉事務所長

承 認 通 知 書

令和 年 月 日付けで申請があった短期利用については、下記のとおり承認しましたので、通知します。

記

- 1 施設名
- 2 児童名
- 3 利用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 保護者負担額

世帯区分（生活保護世帯・非課税世帯・前記に掲げる以外の世帯）

1日あたりの料金	円
利用日数	日
利用料金	円